

## 第13 避難器具

## 1 設置個数の算定

避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分を有する階において、収容人員の算定の結果、避難器具の設置個数が1である場合等、避難器具の設置個数よりも避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分の数が多い場合は、当該避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分のいずれかに避難器具が設置されていけばよいものであるが、努めて避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分ごとに均等に避難器具を設置すること。

## 2 避難器具の選定

避難器具の選定については、令第25条第2項第1号の選定基準のうち、防火対象物の用途、利用者等から最適な避難器具の設置を指導すること。

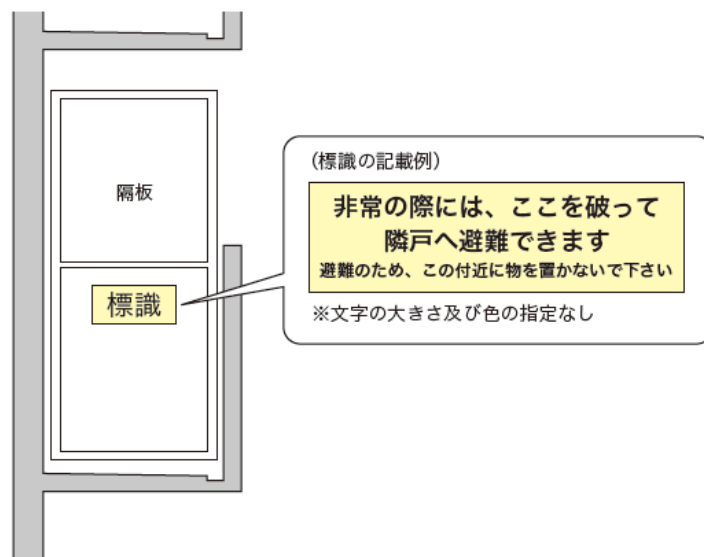
なお、病院、幼稚園、保育園、社会福祉施設その他避難が困難な者が利用する防火対象物にあっては、滑り台又は救助袋を設置すること。

## 3 特定1階段等防火対象物に設ける避難器具の取り扱い

- (1) 安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等とは、おおむね2㎡以上の床面積を有し、かつ、手すりその他転落防止措置を講じたバルコニーその他これに準ずる場所をいい、その他これに準ずる場所とは、屋上、陸屋根、若しくは地階に設けられたドライエリア等をいう。
- (2) 常時、容易かつ確実に使用できる状態で設置されている避難器具とは、常時、使用できる状態に組立てられて設置された緩降機等のほか、バルコニー等以外の場所に設置された避難用タラップ（最下段部分を地上まで伸長するため、1動作でロック機構を解除する方式のものを含む。）、滑り台及び滑り棒等をいう。

## 4 設置方法等

- (1) 管理権原が異なること等により、避難器具に至る経路に施錠装置が設けられ、当該経路が確保できない場合には、管理権限ごとに避難器具を設置すること。
- (2) 隣接するバルコニー等が隔板等によって隔てられている場合にあっては、当該隔板等が容易に開放し、除去し、又は破壊することができ、かつ、当該隔板等に次に掲げる事項が表示されていること。
  - ア 当該バルコニー等が避難経路として使用される旨
  - イ 当該隔板等を開放し、除去し、又は破壊する方法
  - ウ 当該隔板等の近傍に避難上支障となる物品を置くことを禁ずる旨



## (3) 設置場所の明るさの確保

令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物には、常用電源が遮断された場合においても使用方法の確認、避難器具の操作が安全にかつ、円滑に行うことができるよう、非常電源を内蔵した有効な照明設備を設置すること。

ただし、当該避難器具が屋外（バルコニー、屋上等）に設けられているもので、自然採光等により避難上支障がないものはこの限りでない。

## (4) 避難空地は、同一敷地内とすること。ただし、道路又は国若しくは地方公共団体等の管理する公園で、将来にわたって空地の状態が維持されるものについては、この限りでない。

## (5) 避難空地には、避難器具の降下に支障となるような物件が存置されるおそれのある場合は、「避難器具降下場所につき物を置かないこと」等と明示した標識又は避難空地を示すペイントを設けること。

標識は容易に識別できる大きさとし、破損又は汚損しない方法により表示すること。

## (6) 避難通路は、原則として敷地内の屋外の通路とすること。ただし、避難上安全な経路が確保される場合には、この限りでない。

## (7) つり下げ式の避難はしごについては、「突子が有効かつ安全に防火対象物の壁面等に接することができる位置に設けること」と規定されていることから、壁面に開口部を設ける場合にあっては、網入りガラス（厚さ6.8mm）等を設置すること。

## (8) 避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごの吊元は、建物側とすること。

## 5 標識

避難器具設置基準告示第5に規定する避難器具に係る標識は、次によること。

## (1) 避難器具の位置を示す標識は、次によること。

ア 標識の設置場所は、避難器具の直近の見やすい箇所及び避難器具の設置箇所に至る廊下、通路等に設けること。ただし、避難器具の設置場所が容易にわかる場合にあっては、この限りでない。

イ 標識の大きさは、縦12cm以上、横36cm以上とすること。

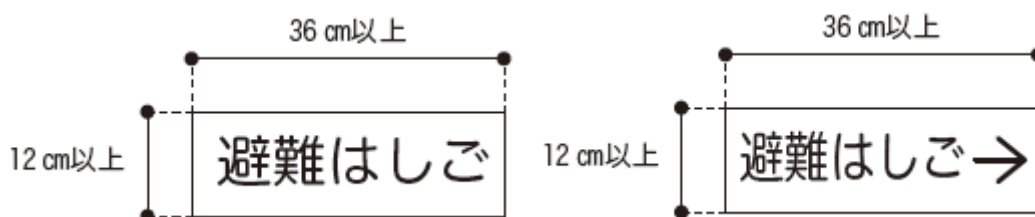
ウ 標識には、「避難器具」又は「避難」若しくは「救助」の文字を有する器具名を記載すること。ただし、避難器具である旨が容易にわかるシンボルマークを表示した場合には、この限りでない。

なお、避難ロープ、避難はしご等一般に普及している用語については、当該器具名をもってかえることができる。

エ 標識の地色と文字の色は、相互に対比色となる配色とし、文字が明確に読みとれるものであること。

また、灯火とする場合は、常時点灯しているものであって、常用電源が停電したときは、自動的に常用電源から予備電源に切り替えられるものであること。

(標識の例)



(2) 避難器具の使用方法を表示する標識は、次によること。

ア 標識は、避難器具の直近の見やすい箇所に設置すること。ただし、使用方法の簡便なものにあつては、設置しないことができる。

イ 使用方法は、図及び文字等を用いてわかりやすく表示するとともに、避難器具の直近の見やすい箇所に設置すること。

ただし、使用方法が簡便なものにあつては設置しないことができる。

#### 6 特例基準

特定1階段等防火対象物又はその部分に設ける避難器具について、次のいずれかに該当する場合は、規則第27条第1項第1号の規定は適用しないことができる。

(1) 避難階以外の階（1階、2階を除くものとし、避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合は、その区画された部分とする。）が次のいずれかに該当するもの

ア 居室以外の部分（機械室、倉庫等）であり、不特定多数の者の出入りがないもの

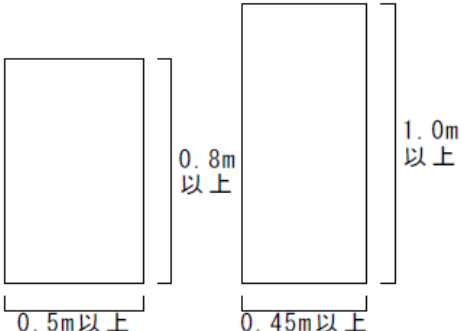
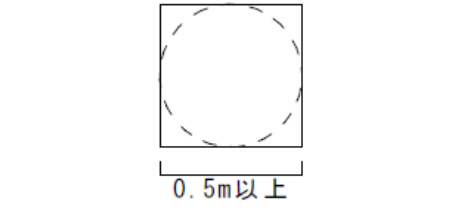
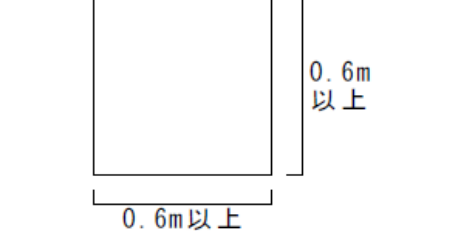
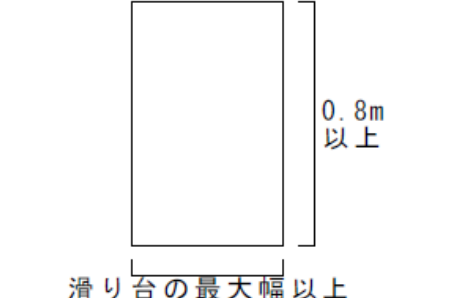
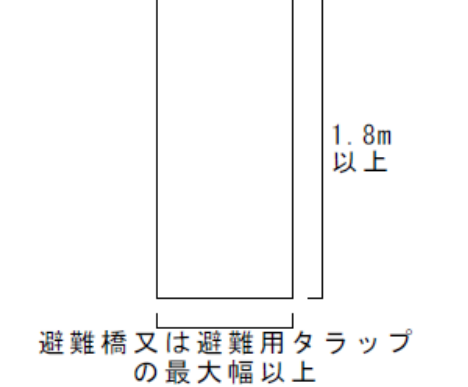
イ 実態上の用途が特定用途以外の用途に供される部分であるが、主たる用途に供される部分の従属的な部分を構成すると認められる部分として取扱われているもの

ウ 一般住宅の用途に供される部分であるが、防火対象物全体が単独の特定用途に供される防火対象物として取扱われているもの

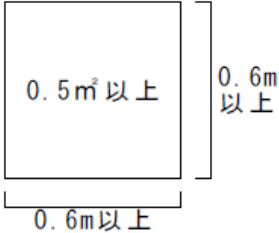
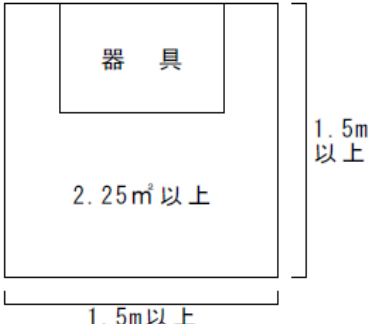
(2) 特定1階段等防火対象物の形態が前(1)の用途のみで形成された防火対象物で、他の階が2階段以上のもの

7 各避難器具の取付部、操作面積、降下空間及び避難空地は、別表1から別表4までによること。

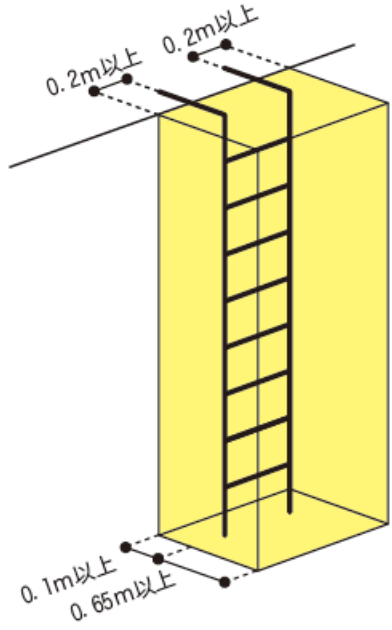
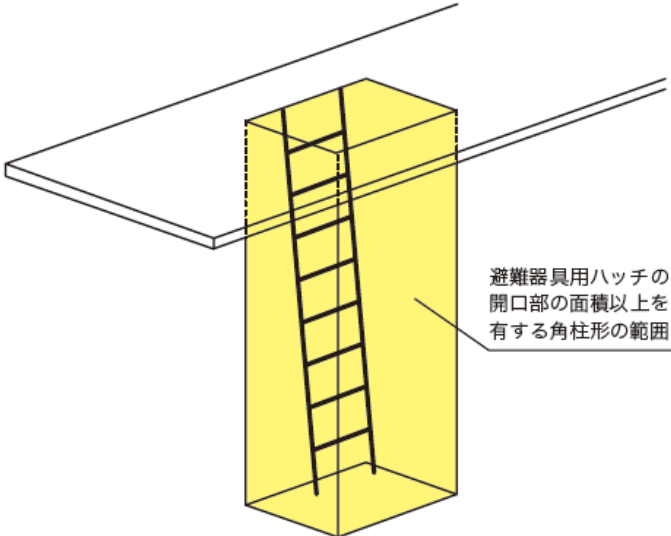
別表1 取付部の開口部の大きさ

避難器具の種類	取付部の開口部の大きさ	
<p>○避難はしご （避難器具用ハッチに格納したものを除く。） ○緩降機 ○滑り棒 ○避難ロープ</p>	<p>（壁面の部分に設ける場合） 高さ：0.8m以上 幅：0.5m以上 又は 高さ：1m以上 幅：0.45m以上</p>	
	<p>（床面の部分に設ける場合） 直径0.5m以上の円が内接できるものであること。</p>	
<p>○救助袋 （避難器具用ハッチに格納したものを除く。）</p>	<p>高さ及び幅が、それぞれ0.6m以上で、入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展張状態を近くの開口部等（当該開口部を含む。）から確認できるものであること。</p>	
<p>○滑り台</p>	<p>高さ：0.8m以上 幅：滑り台の滑り面部分の最大幅以上</p>	
<p>○避難橋 ○避難用タラップ</p>	<p>高さ：1.8m以上 幅：避難橋又は避難用タラップの最大幅以上</p>	

別表2 操作面積

避難器具の種	操作面積	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難はしご</li> <li>○緩降機</li> <li>○救助袋 (避難器具用ハッチに格納したもの。)</li> <li>○滑り棒</li> <li>○避難ロープ</li> </ul>	<p>0.5㎡以上(当該器具の水平投影面積を除く。)、かつ、一辺の長さはそれぞれ0.6m以上であり、当該器具の操作に支障ないもの。</p>	 <p>0.5㎡以上</p> <p>0.6m以上</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○救助袋 (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)</li> </ul>	<p>幅1.5m以上、奥行1.5m以上(器具の設置部分を含む。) ただし、操作に支障のない範囲で形状を変えることができるものとし、この場合の操作面積は2.25㎡以上とすること。</p>	 <p>器具</p> <p>2.25㎡以上</p> <p>1.5m以上</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○滑り台</li> <li>○避難橋</li> <li>○避難用タラップ</li> </ul>	<p>当該器具を使用するのに必要な広さ</p>	

別表3 降下空間

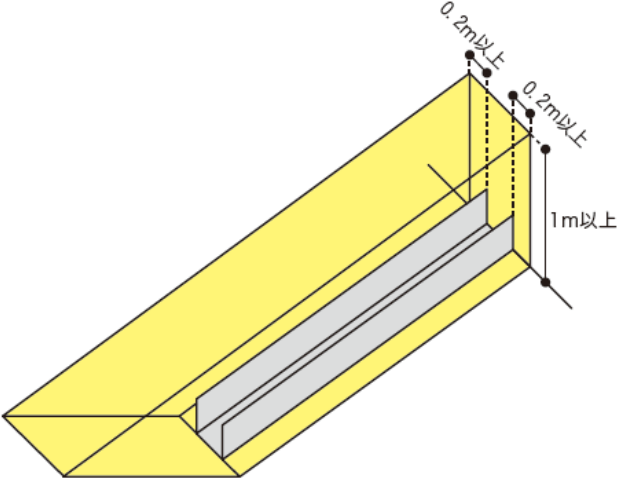
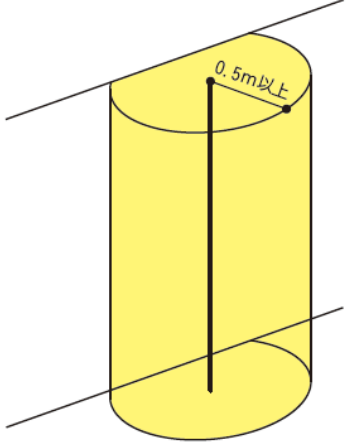
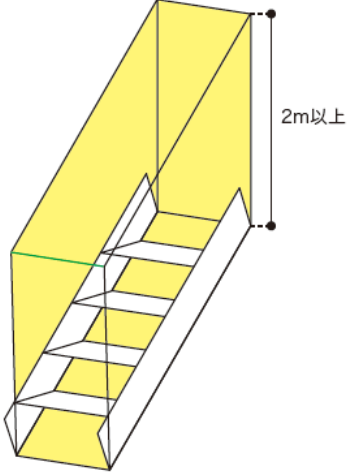
避難器具の種類	降下空間	
<p>○避難はしご （避難器具用ハッチに格納したものを除く。）</p>	<p>縦棒の中心線からそれぞれ外方向（縦棒の数が1本のものについては、横さんの端からそれぞれ外方向）に0.2m以上及び器具の前面から奥行0.65m以上の角柱形の範囲</p>	
<p>○避難はしご （避難器具用ハッチに格納したもの。） ○救助袋 （避難器具用ハッチに格納したもの。）</p>	<p>ハッチの開口部から降着面等まで当該ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲</p> 	

<p>○緩降機</p>	<p>器具を中心とした半径0.5mの円柱形に包含される範囲以上ただし、0.1m以内の避難上支障のない場合、若しくは0.1mを超える場合でもロープを損傷しない措置を講じた場合にあっては突起物を降下空間内に設けることができる。</p>	
<p>○救助袋 (斜降式)</p>	<p>救助袋の下方及び側面の方向に対し上部にあっては25°、下部にあっては35°の下図による範囲内ただし、防火対象物の側面に沿って降下する場合の救助袋と壁面との間隔(最上部を除く。)は0.3m(ひさし等の突起物のある場合にあっては突起物の先端から0.5m(突起物が入口金具から下方3m以内の場合にあっては0.3m))以上とすることができる。</p>	
<p>○救助袋 (垂直式)</p>	<p>救助袋の中心から半径1m以上の円柱形の範囲 ただし、救助袋と壁との間隔は0.3m(ひさし等の突起物がある場合にあっては救助袋と突起物の先端との間隔は0.5m(突起物が入口金具から下方3m以内の場合にあっては0.3m))以上</p>	

小牧市消防用設備等の指導基準

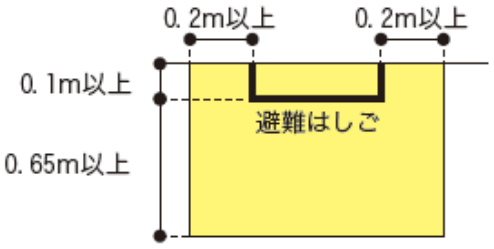
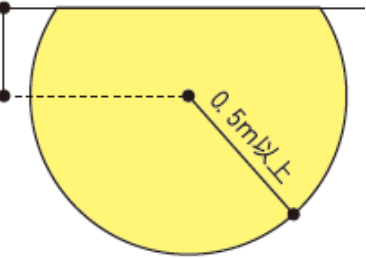
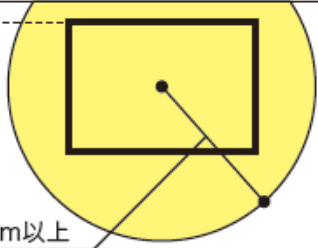
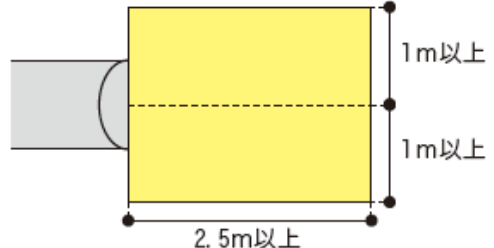
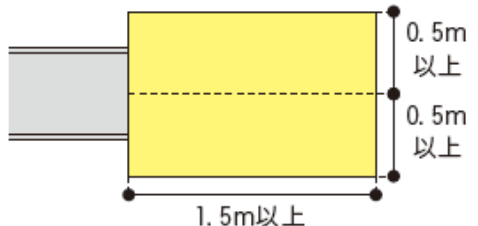
第3章 消防用設備等

第13 避難器具

<p>○滑り台</p>	<p>滑り台の滑り面から上方に1 m以上及び滑り台の両端から外方向に0.2m以上の範囲</p>	
<p>○滑り棒 ○避難ロープ</p>	<p>器具を中心とした半径0.5 mの円柱形の範囲 ただし、避難ロープにあっては壁面に沿って降下する場合の壁面側にあつては、この限りでない。</p>	
<p>○避難橋 ○避難用タラップ</p>	<p>避難橋、又は避難用タラップの踏み面から上方2m以上及び当該器具の最大幅以上</p>	



別表4 避難空地

避難器具の種類	避難空地	
○避難はしご (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)	降下空間の水平投影面積以上の面積	
○緩降機		
○救助袋 (垂直式) (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)		
○避難はしご (避難器具用ハッチに格納したものを。) ○救助袋 (避難器具用ハッチに格納したものを。)	降下空間の水平投影面積以上の面積	
○救助袋 (斜降式)	展張した袋本体の下端から前方2.5m及び当該救助袋の中心線から左右それぞれ1m以上の幅	
○滑り台	滑り台の下部先端から前方1.5m以上及び滑り台の中心線から左右にそれぞれ0.5m以上の範囲	
○滑り棒 ○避難ロープ ○避難橋 ○避難用タラップ	避難上支障のない広さ	

